

# 佐賀県公共建築工事単価等決定基準

佐賀県県土整備部建築住宅課

## 佐賀県公共建築工事単価等決定基準

(適用)

- 1 この基準は、「佐賀県公共建築工事積算基準」における単価及び価格等の決定に適用する。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

(用語の定義)

- 2 単価及び価格等に関する用語の定義は下記による。

(1) 物価資料

物価資料とは次のいずれかをいう。

- ア 月刊建設物価（(財)建設物価調査会）
- イ 季刊コスト情報（(財)建設物価調査会）
- ウ 月刊積算資料（(財)経済調査会）
- エ 季刊建築施工単価（(財)経済調査会）

(2) 見積書

見積書とは、専門工事業者・メーカー・商社等（以下、「専門業者等」という。）から徴収したものをいう。

(3) 歩掛り

歩掛りとは、単位工事量に対する所要数量の数量と労務数量のことをいう。

(単価及び価格の算定)

- 3 単価及び価格の算定については次による。

(1) 材料価格等

材料価格等は、原則として積算時の最新の現場渡し価格とし、設計基礎単価、物価資料の掲載価格、見積書の見積価格等を参考に、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮して定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、専門工事業者等の諸経費等の各要素と単位施工当たり必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等乗じて算定する。

佐賀県では、「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価表」において「標準単価」を作成している。

ア 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

イ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割り増しを行うことができる。

ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

#### エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

#### オ 専門工事業者等の諸経費

専門工事業者等の諸経費は、専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費等であり、下表1による。

専門工事業者等の諸経費は、材料、労務、機械器具の各要素に対して率を乗じ、その合計により算定する。

表1 専門工事業者等の諸経費

現場管理費	工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。 労務管理費（安全、衛生に要する費用を含む）、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費（法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額）、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、小器材の消耗費その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

### (3) 市場単価

市場単価とは、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。

佐賀県では、「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価表」において「市場単価」を作成している。

物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

また、物価資料等がない市場単価については、類似の市場単価を適切に補正してその単価を算出している。

### (4) 単位施工単価

単位施工単価とは、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせるにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりが必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

佐賀県では、「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価表」において「単位施工単価」を作成している。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、（２）複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。

また、ベース・シフト単価以外の単位施工単価については、類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出している。

#### （５）上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、専門工事業者等の諸経費を考慮のうえ、物価資料の掲載価格、見積書の見積価格等を参考に定める。

（設計基礎単価表、物価資料及び見積書による材料価格等の決定基準）

４ 材料価格等を、設計基礎単価表、物価資料及び見積書により決定する場合は、原則として次による。

#### （１）設計基礎単価による材料価格等の決定

ア 積算を実施する時点での最新の単価表を使用する。

イ 単価表内の別図による建設地域（７地区）により単価を決定する。

#### （２）物価資料による材料価格等の決定

ア 積算を実施する時点での最新号の物価資料を使用する。

イ 物価資料に掲載地区が詳細に設定されている場合は、建設地に最も近い地区の材料価格等を採用する。

ウ イの地区に掲載のない場合は、「佐賀」・「福岡」・「大阪」・「東京」の優先順位により材料価格等を採用する。

エ 物価資料に掲載されている同地区の材料価格等は、平均値を採用する。ただし、物価資料のいずれかひとつにしか掲載のない場合は、その材料価格等を採用する。

オ 掲載単価が公表価格の場合や専門業者等の発行するカタログ等の場合は、実勢価格に則した率で割り引く。

#### （３）見積書による材料価格等の決定

ア 見積書を徴収する場合は、形状寸法・品質・規格・数量・納入時期・納入場所などの条件を提示して、専門業者等に依頼する。見積価格を得るために使用する見積書の構成及び見積りの内容は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。

イ 見積書は原則として3社以上から徴収し、各社統一した内訳とする。内訳一式計上は出来るだけ避け、分析できる内容のものとする。

ただし、特殊資材の見積など3社以上の徴収が困難な場合、又は、3社以上に依頼したが見積提出が3社に満たない場合については、3社未満の見積により価格決定をすることができる。

ウ 次の①又は②の方法により算出したもののうち、最も低い価格（複数の品目をまとめて見積りを徴収した場合においては、価格×数量の合計額を比較し、最低額の専門業者等の価格）を採用する。

ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

① 徴収した見積書の価格に、実勢を考慮した率で減じた価格

② 「標準単価」に、使用しようとする規格品がないが同種品目類似規格品がある場合は、使用規格品及び類似規格品の見積書を徴収し、次式により算出した価格

$$A = B / B' \times C$$

A : 使用規格品の算出価格

B : 標準単価における類似規格品の材料単価

B' : 標準単価における類似規格品の見積書の価格

C : 使用規格品の見積書の価格

(単価の適用時期)

5 各単価表の改定時期及び適用時期は、原則として次による。

(1) 標準単価・市場単価・単位施工単価

原則として年4回改定するものとし、その適用は4月、7月、10月、1月とする。また、労務単価等の変更によりその他の時期に改定する場合もある。

(2) 設計基礎単価

物価資料の公表及び調査時期に合わせて改定するものとし、その適用はできるだけ速やかに行うものとする。

(材料価格等採用の優先順位)

6 積算に当たって数量に乗じる材料価格等及び複合単価の作成に用いる材料価格等は、次の優先順位により採用する。

① 設計基礎単価表

② 物価資料

③ メーカーカタログ等

④ 見積書

⑤ 独自その他

(複合単価、市場単価、単位施工単価の適用区分)

7 複合単価、市場単価、単位施工単価を適用する工事種類の区分は次による。

(1) 複合単価の適用工種

(2)、(3)以外の工種については、複合単価を適用する。

## (2) 市場単価の適用工種

次の工種については、市場単価を適用する。

建築工事・・・土工事（建設発生土運搬を除く機械土工）、鉄筋工事（運搬）、コンクリート工事（打設・圧送）、型枠工事（運搬）、防水工事（アスファルト防水）、シーリング工事、金属工事（軽量鉄骨下地）、左官工事（左官・吹付け）、ガラス工事、塗装工事、内外装工事（内装ボード・内装床）

電気設備工事・・・配管工事（電線管・線び類・位置ボックス・プルボックス・ケーブルラック・防火区画貫通処理）、配線工事（絶縁電線・絶縁ケーブル）、接地工事（接地極）動力設備（電動機その他接続材）

機械設備工事・・・保温工事（配管類・ダクト類）ダクト工事、チャンバー・組立チャンバー・ボックス工事、既製品ボックス取付費、吹出口・吸込口・測定口・ベントキャップ・ダクト用点検口、排煙口・ダンパー取付費、衛生器具設備（大便器類・小便器類・洗面器・手洗器・付属品等）

## (3) 単位施工単価の適用工種

次の工種については、単位施工単価を適用する。

建築工事・・・鉄筋工事（加工組立・圧接）、型枠工事（加工組立）

電気工事・・・配線工事（絶縁ケーブル）

## (単価の採用方法)

8 積算に当たって数量に乗じる単価は、次により決定する。なお、単価の適用に際しては、施工規模及び施工条件を十分に考慮して採用する単価を決定するものとする。

### (1) 複合単価適用工種の単価

複合単価適用工種の複合単価等は、原則として次の優先順位により採用する。なお、物価資料の「材工共」単価及び見積書の決定方法は、材料価格等に準ずる。

ア 「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価表」における「標準単価」

イ 材料価格等を用いて「公共建築工事標準単価積算基準」等に基づき作成する複合単価

ウ 物価資料の「材工共」単価

エ 見積書

### (2) 市場単価適用工種の単価

市場単価適用工種については、「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価表」における「市場単価」を採用する。

### (3) 単位施工単価適用工種の単価

単位施工単価適用工種については、「建築工事・電気設備工事・機械設備工事単価表」における「単位施工単価」を採用する。

### (4) 工事量が僅少等の取扱い

工事量が僅少の場合、工事場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価は、3（3）による見積書の他、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

(歩掛り)

9 複合単価、単位施工単価の算定に用いる歩掛りは、「公共建築工事積算基準」の「公共建築工事標準単価積算基準」に定める歩掛り、及び「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」を標準とする。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等を考慮した割増を含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) 専門工事業者等の諸経費

ア 専門工事業者等の諸経費の率は、下表2に示す率の中間値を標準とする。

イ 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗じる。

ウ 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。

① 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

② 機械設備工事における空気調和機器※1、衛生器具及び衛生設備機器※2については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等

※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等

③ 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

④ なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができ。

表2 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの区分	率	備考
労務費(労)※	42~52%	
材料費、消耗材料費等(労以外)※	9~13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛の表中において、(労)、(労以外)の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗ずる歩掛りの区分」に準じて率を乗ずる。

(設計変更における単価及び価格の適用)

10 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は以下による。

(1) 当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、当初設計の工事費内訳書に工事の追加に伴う項目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員（総括監督員が任命されていない場合にあつては、主任監督員）の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

(2) 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格のうち、見積書による材料価格等を採用する場合は、受注者1者の見積書により単価決定をすることができる。

(その他)

11 設計基礎単価表、複合単価、市場単価、単位施工単価、物価資料及び見積書による材料価格等の有効桁数の取扱いは下記による。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 千円以上の場合：有効上位3桁とする。

(2) 千円未満の場合：十円単位とする。

(3) 百円未満の場合：一円単位とする。

(4) 別紙明細にて算定した金額は、内訳書に円単位として一式計上する。

附 則

この基準は、平成21年7月10日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年11月22日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年10月30日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年7月6日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この基準は、令和8年1月30日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この基準は、令和8年7月30日以降に公告を行うものから適用する。